



（第1面）

指 令 第 2 号

令和7年5月12日

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮崎市江平東町6番地13
氏名 株式会社 山崎紙源センター
代表取締役 山崎 孝一 様

都農町長 坂田 広亮



許 可

令和7年5月9日に申請のあった一般廃棄物収集運搬業許可の更新に
事業範囲の変更

第7条第1項

については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定に基づき
第7条の2第1項

次のとおり許可する。

廃 棄 物 の 種 類	事業系一般廃棄物
区 分	収 集 運 搬 業
許 可 番 号	許 可 第 2 号
許 可 年 月 日	令和7年5月13日
許 可 の 区 域	都 農 町
許 可 の 有 効 期 限	令和9年5月12日
使 用 許 可 車 両	キャブオーバ 宮崎100す8608 キャブオーバ 宮崎100す7527 キャブオーバ 宮崎100す7528 キャブオーバ 宮崎100す7529 塵芥車 宮崎800さ8107 塵芥車 宮崎800す2433 塵芥車 宮崎800す3534 塵芥車 宮崎800さ9691 塵芥車 宮崎800と111 脱着装置付コンテナ専用車 宮崎130さ5107
	特になし

(教示) この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、都農町長に異議申立てをすることができます。

事業遂行上の注意事項

- 1 許可証の保管 この許可証は大切に保管し、いつでも提示できるようにしておくこと。
万一当該許可証を紛失又は損傷したときは、遅滞なく届け出ること。
- 2 事業内容の変更
 - (1) 取り扱う一般廃棄物の範囲を変更しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けること。
 - (2) 住所、氏名又は名称、役員、事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模、運搬車等に変更があったときは、変更した日から10日以内に町長に届け出ること。
- 3 業の休止、廃止手続 業を休止し、又は廃止したときは、その休止又は廃止の日から10日以内に届け出ること。
- 4 帳簿の記載義務 取り扱った年月日、量、処分の方法等、事業の種類に応じて法律に定められた事項を帳簿に記載し、5年間保存すること。
- 5 収集運搬量の報告 毎月10日までに前月の収集運搬量を町長に報告すること。
- 6 車両の表示は次のとおりとする。

5センチ以上

都農町一般廃棄物収集運搬業 許可第〇〇号	
5センチ以上	業 者 名 〇〇〇〇〇〇〇〇
5センチ以上	所 在 〇〇〇〇〇〇〇〇
5センチ以上	電話番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

60センチ以上

30センチ以上

- 備考
- 1 〇の箇所には許可証記載の文字等を表示すること
 - 2 文字の大きさについてなるべく見やすい大きさとすること
 - 3 色について特に問わないが、視認性の高いものとなるようにすること
 - 4 車体に直接塗装、若しくは塗装に準じた方法により表示すること